

Ⅲ いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの様態には以下のようなものがある。背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめの防止等に関する基本的考え方

- 児童生徒一人一人は、かけがいのない存在であり、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行う。
- いじめを受けている児童生徒をしっかりと守る。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一扫を目指す。

ア いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えている。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

イ いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校防止対策委員会（きらら会議）」を設置する。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。また、月に1回「いじめアンケート（きららアンケート）」を実施し、児童生徒のいじめや悩み、困っていることなどを把握し、学級担任が教育相談を行うこともある。

【構成員】

全職員

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し（原則3年を目途に見直しをする）
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析

- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童生徒への支援方針決定

(2) いじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

(ア) 児童生徒が主体となった活動

- ① 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間通じて設ける。
 - あいさつ運動、ボランティア活動の推進
 - 縦割り清掃活動の実施
 - 地域（通学路・公民館）の清掃活動の実施
 - 学級会での話し合い活動の実施
 - 異学年交流会の実施
 - J R C活動の推進
- ② いじめへの理解や過去の事例について、児童生徒が学ぶ機会を、児童生徒自身の手で企画実施する。
 - 児童生徒集会の実施

(イ) 教職員が主体となった活動

- ① 児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
 - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- ② 日常的に児童生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指す。
 - 教育相談週間の設定
- ③ いじめは深刻な人権侵害であるという観点から、全ての教育活動の中で、人権教育の充実を図る。
 - 道徳の時間において、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、地域の実態に応じた道徳教育を充実させる。
 - 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、感情をコントロールする力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。
また、9年間を通して、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の多様な体験活動や探求活動等の充実により他者を思いやり、自分に自信と誇りをもち、自分の生き方について考える児童生徒を育む。
 - いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。
- ④ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
 - P T A総会での学校の方針説明
 - 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
 - 参観日における道徳の公開授業
 - 学校公開（オープンスクール）の実施
 - 保護者を対象とした研修会の開催
 - 学校関係者評価委員会におけるいじめの防止活動の報告及び検討

- ⑤ 他校と合同で教育活動を行う場合（合同修学旅行、合同宿泊学習等）は、児童生徒に対する事前指導の徹底や参加する教職員間での情報共有を密接にするなど、いじめの未然防止に努める。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
- 児童生徒の発する具体的なサインの共有
- (イ) 定期的に教育相談週間を設け、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
- 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口は基本学級担任とするが、当該児童生徒と信頼関係が構築できている教職員が、相談窓口として対応する場合もある。
- (ウ) いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応する。
- 学校独自のアンケートの実施（学校生活や人間関係で困ったり悩んだりしていないかの調査）
 - 県下一斉のアンケートの実施
- (エ) いじめ不登校委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
- 職員会議での情報の共有（毎週月曜日の職員朝会での共通理解）
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
 - いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - 教職員がいじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに「いじめ不登校防止対策委員会」等に当該いじめに係る情報を報告し、事実関係の確認を行った上で、組織的な対応につなげ、被害児童生徒を守り通す。
- (イ) 情報の共有
- (ア) の情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は関係職員へ報告し、些細なことであっても関係職員との連携に生かすなど、教職員間の情報の共有に努める。
- (ウ) 事実関係についての調査
- 関係者で、状況把握や指導方針等を確認した後、速やかにいじめ不登校防止対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告する。
 - 児童生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、生徒指導主事ほか、児童生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）
 - 教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

- 必要な場合には、児童生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

(エ) 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校防止対策委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校防止対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- 管理職や生徒指導主事、関係職員と連携して組織的な対応に努める。
- 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ不登校防止対策委員会」等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、「いじめ不登校防止対策委員会」等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める。

いじめた児童生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

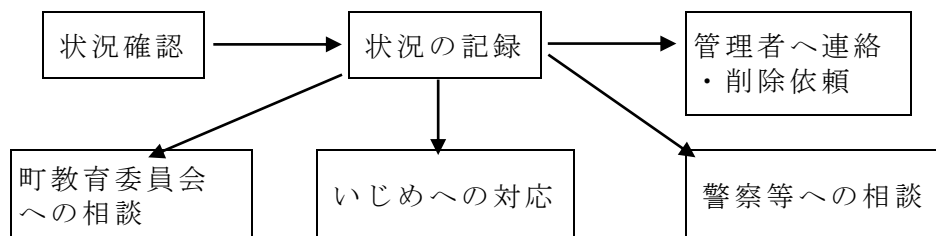
- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童生徒の育成に努める。
- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

- (オ) 関係機関への報告
 - 校長は町教育委員会への報告を速やかに行う。
 - 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、警察等関係機関と連携して対応する。
- (カ) 継続指導・経過観察
 - 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

エ インターネット上のいじめへの対応

- (ア) インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たる。
- (イ) インターネット上のいじめの予防
 - 児童生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な心の傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させる取組を行う。
 - フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。(家庭内ルールの作成など)
 - 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
 - 児童生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施する。
 - インターネット利用に関する職員研修を実施する。
- (ウ) インターネット上のいじめへの対処
 - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努める。
 - 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



(3) その他の留意事項

ア 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、校長が積極的にリーダーシップを発揮し、組織的に取り組む。

イ 校内研修の充実

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対してその様態に応じた適切な対応ができるよう、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、カウンセリング能力等の向上のための研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

ウ 教職員の資質の向上

教職員の不適切な認識や体罰及び言葉の暴力等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。特に、体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、体罰禁止の徹底を図る。

エ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

オ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

学校評価等において、いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」などの活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。（P D C Aサイクルの実行を含む。）

カ 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、P T Aや地域との連携促進、学校関係者評価委員会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。また、家庭訪問や教育相談、学級懇談等で、児童生徒や保護者の意見を把握し、適切な対応に努める。

キ 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をする。

(ア) 町教育委員会との連携

- 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

(イ) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(ウ) 関係機関との連携

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の活用
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

(エ) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

(4) 重大事態への対処

ア いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力を依頼する。

(ア) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など

(イ) 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

イ 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

ウ 児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針の点検と必要に応じた見直し

ア 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。